

令和 3 年 4 月 1 日

記入例

(あて先) 高崎市長

所有者 住所 前橋市大手町 1 番地
氏名 高崎 太郎

申立書

このたび、私が建築し、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1 家屋の表示

- (1) 所在地 高崎市高松町 35 番地 1
(2) 家屋番号 35 番 1

住居表示地区の場合に
記入してください。

2 住居表示 高崎市〇〇町〇〇番〇号

3 入居予定年月日 令和 3 年 4 月 7 日

4 現在の家屋の処分方法等

- ・売却
- ・賃貸の為、新築に伴い退去する。等

5 入居が登記の後になる理由

- ・子供の小学校入学にあわせて引越しをするため。
- ・病気療養中であり、退院後に入居するため。等

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

(記載要領等は裏面にあります。)

(記載要領及び添付書類)

1 「現在の家屋の処分方法等」の欄は、処分方法を具体的に記載してください。

その場合に応じ、次のような書類を提出してください。

①現住家屋（旧居）の処分方法等がわかる書類 現在の家屋を今後どうするのか（又は自己所有ではないこと）を証明するもの	
現在の家屋（旧居）の状況	添付書類
売却する場合	・ 売買契約（予約）書、媒介契約書 等の写し (売却することがわかる書類)
賃貸に出す場合	・ 賃貸借契約（予約）書、媒介契約書 等の写し (賃貸することがわかる書類)
貸家、社宅、寮等の場合	・ 賃貸借契約書、使用許可証、家主の証明書 等の写し (申請者の所有家屋ではないことがわかる書類)
親族が引き続き住む場合 現住家屋が親族の所有する家屋の場合	・ 当該親族の申立書 等 (今後申請者の居住用に供されないことがわかる書類)

2 「入居が登記の後になる理由」の欄は、その理由を具体的に記載してください。

現住家屋の処分方法等が未定である場合には、入居が登記のあとになることを証する次のような書類を提出してください。

②現住家屋の処分方法等が未定である場合、入居が登記の後になる理由を疎明する書類 入居が遅れるやむを得ない事情を具体的に裏付けるもの	
入居が遅れる具体的な理由	添付書類
資金借入・抵当権設定等を急ぐ場合	・ 家屋新築や取得の資金貸付等に係る金銭消費貸借契約書の写し ・ 家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し 等
前住人がまだ退去していない場合	・ 前住人と申請者（又は宅建業者）との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し 等
本人や家族の病氣療養の場合	・ 治療期間が記載された医師の診断書の写し 等
リフォーム工事を行う場合	・ 工事請負業者が作成したリフォーム工事の工程表の写し 又はリフォーム請負工事契約書の写しや見積書の写し 等 (当該家屋の工事がわかるもの)
こどもの小学校入学等に合わせる場合	・ 世帯全員の住民票の写し（※高崎市内に住民登録がない場合） (該当する家族の年齢確認のため)
転勤の都合等の場合	・ 在職証明書など本人の勤務先のわかるものの写し
本人が単身赴任の場合	・ 家族が入居済（住民票異動済）であることが条件 ・ 在職証明書など本人の勤務先のわかるものの写し

※高崎市内に住民登録がない場合、「住民票の写し」の添付が必要です。高崎市内に住民登録がある場合、「住民票の写し」は添付不要です。